

# 令和8年度 焼津市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金 交付制度の概要

焼津市では、カーボンニュートラル社会の実現に向けて、環境負荷の少ない太陽光エネルギーの利用を促進するため、既存の住宅に住宅用太陽光発電システム等を設置する方に対して、焼津市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付します。

## 1 申請受付期間

令和8年4月3日(金)～令和9年1月29日(金) ※申請額が予算額に達し次第、受付を終了します。

## 2 完了報告期限

令和9年3月31日(水)

## 3 申請方法

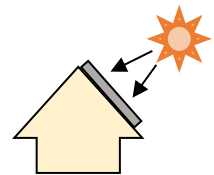
補助金交付要綱に基づき、所定の様式で申請してください。 ※P.3～「補助金交付までの流れ」参照

## 4 補助対象システム

システムごとに、次に掲げる要件のすべてを満たすものに限り、ます。

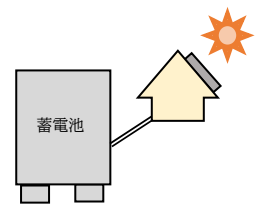
### (1) 住宅用太陽光発電システム

- ① 住宅の屋根等への設置に適しているものであること。
- ② 低圧配電線と逆潮流のある方式により連系しているものであること。
- ③ 住宅内部の生活用電力の供給を主な目的とし、電力会社の全量買取ではないこと。
- ③ ソーラーパネル(太陽電池モジュール)が一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの又はそれに準じた性能を持つもののうち市長が認めるものであること。
- ④ ソーラーパネルの合計出力が3kW以上であること。
- ⑤ 申請者本人(補助対象者)が自ら電力会社と電力受給契約を締結するものであること。
- ⑥ 未使用のものであること。



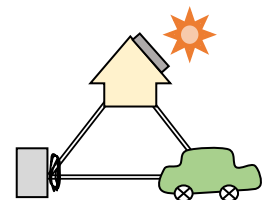
### (2) 住宅用リチウムイオン蓄電池システム

- ① 蓄電部がリチウムイオン蓄電池であること。
- ② 太陽光発電システムにより発電する電力を充放電し、蓄電池及び電力変換装置(インバーター、コンバーター、パワーコンディショナー等)で構成される一帯の装置であり、住宅部分に電力を供給できること。
- ③ 蓄電容量が1kWh以上であること。
- ④ 未使用のものであること。



### (3) V2H(ビークルトゥホーム)システム

- ① 一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象設備とされ、又は一般社団法人CHAdeMO協議会により認証された物であること。
- ② 住宅用太陽光発電設備により発電した電力を電気自動車等に搭載された蓄電池に充電するとともに、分電盤を通じて当該充電した電力を住宅の内部で用いることができること。この場合において、接続する住宅用太陽光発電設備は既設・新設を問わない。
- ③ 未使用のものであること。



## 5 補助対象者

- ・自ら居住する市内の既存住宅に補助対象システムを設置する方  
※リース契約は補助対象外
- ・V2Hシステムを設置する方にあつては、電気自動車又はプラグインハイブリッド車を保有し、自動車検査証における使用の本拠の位置がV2Hシステムの設置場所と同じであること
- ・市税を完納している方
- ・当該年度の補助金交付決定通知後に対象システムの工事に着工し、令和9年3月末日までに設置を完了できる方
- ・太陽光発電システムを設置した場合は、令和9年3月末日までに、電力会社と電力受給契約を締結することができる方

### 【太陽光発電システムを設置する方へ】

太陽光発電システムを設置する際は、システムを電力系統に接続する「接続契約」を電力会社（中部電力パワーグリッド株式会社）と締結した後、経済産業省に「事業計画認定」の申請をする必要があります。認定を受けたら、買取価格や電力受給開始日等を定める「特定契約」を、電力会社と締結します。焼津市で補助金交付を受けるには、この一連の流れが同一年度内であることが必要となります。

令和8年度中に事業計画認定を受けるための、経済産業省への申請期限及び電力会社への接続契約申込期限は各ホームページに掲載されていますので、確認のうえ、期限内に手続きを済ませるようにしてください。

## 6 補助額等

- ・補助対象機器ごとに1世帯1回限り
- ・太陽光発電システム・・・5万円、リチウムイオン蓄電池システム・・・4万円、V2Hシステム・・・10万円  
※ただし、補助対象経費（システム設置に要する経費で、消費税及び地方消費税を除く。）の額を限度とします。

## 7 補助金交付予算額

785万円

※申請受付は環境課の窓口にて先着順で行います。申請額が予算額に達し次第、受付を終了します。

## 補助金交付までの流れ

### 1 補助金交付申請

申請受付期間：R8.4/3(金)～R9.1/29(金)

交付申請は、必ず補助対象システムの設置工事着工前に行ってください。

申請書は、必ず申請者本人が署名を行い、その他必要書類と併せて環境課窓口まで直接お持ちください（先着順の受付であるため、原則郵送不可）。書類をお持ちいただくのは申請者本人でなくても構いません。

#### 【必要書類】

交付申請書（押印不要。ただし、申請者本人の署名が必要）

補助対象システムの設置工事の契約書の写し。

※契約書の写しに設置費用の内訳（ソーラーパネル・パワコン・蓄電池・V2Hシステムの型式品番・数量等含む）が記載されていない場合は、費用の内訳の分かる書類を併せて添付すること。

設置する補助対象システムの規格、形状、性能等が分かる書類の写し（カタログ、仕様書等の写し）

補助対象システムの設置予定箇所の地図（案内図）

補助対象システムの設置予定箇所の現況写真

※太陽光発電システムの場合・・・住宅の全景及びパネル設置面・パワコン設置場所が分かるもの

※蓄電池システム・V2Hシステムの場合・・・住宅の全景及びシステム設置場所が分かるもの

蓄電池システムの場合は、常時太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できることが分かる書類（回路図等）

前年度の納税証明書（転入される方）

その他市長が必要と認める書類（基本的にはありません）

### 2 補助金交付決定

申請書類の内容を審査し、補助金交付の可否を決定します。交付決定がされた方には、申請書提出から7～10日程度で、市から「交付決定通知書」を送付します。

### 3 補助金変更（中止）承認申請 ※必要な場合のみ

交付決定通知後に、交付決定を受けた内容を変更したい（設置機器や設置場所を変更した、設置費用が変わった等）又は中止したい（工事契約が取消となった、年度内に工事が終了しないことが判明し、申請を取り消したい等）場合は、変更内容が分かる書類と併せ、すみやかに「補助金交付変更（中止）承認申請書」を環境課へ提出してください。内容を審査後、市から「変更（中止）承認通知書」を送付します。

### 4 設置事業完了報告

完了報告期限：R9.3/31(水)

補助対象システムの設置が完了し、太陽光発電システムを設置された方については系統連系・電力受給が開始し、必要書類が全て揃ったら、期限までに、速やかに完了報告書と必要書類を併せて環境課へ提出してください。

※完了報告書類の一式が期限までに提出されないと、補助金を交付できませんのでご注意ください。

※設置完了日の都合により提出期限に間に合わない場合等は、事前に環境課までご相談ください。

## 【必要書類】

### (1) 住宅用太陽光発電システム設置の場合

- 完了報告書 (押印不要。記名可。)
- 補助対象システムの設置に要した費用の領収書の写し。  
※領収書の写しに設置費用の内訳が記載されていない場合は、費用の内訳の分かる書類を併せて添付すること。
- 設置完了後の住宅の全景写真 ※屋根等へのパネルの設置が確認できるもの
- ソーラーパネルの枚数が分かる写真 ※枚数確認が難しい場合は、施工図も添付
- パワーコンディショナーの設置状態が分かる写真  
※申請時と設置場所が異なる場合は設置前写真も添付
- 電力会社と電力受給契約を締結したことが分かる書類 (電力会社が発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」の写し)
- その他市長が必要と認める書類 (基本的にはありません)

### (2) 住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置の場合

- 完了報告書 (押印不要。記名可。)
- 補助対象システムの設置に要した費用の領収書の写し。  
※領収書の写しに設置費用の内訳が記載されていない場合は、費用の内訳の分かる書類を併せて添付すること。
- 住宅の全景写真 ※屋根等へのソーラーパネルの設置が確認できるもの
- 蓄電池システムの設置状態が分かる写真
- その他市長が必要と認める書類 (基本的にはありません)

### (3) V2Hシステム設置の場合

- 完了報告書 (押印不要。記名可。)
- 補助対象システムの設置に要した費用の領収書の写し。  
※領収書の写しに設置費用の内訳が記載されていない場合は、費用の内訳の分かる書類を併せて添付すること。
- 住宅の全景写真 ※屋根等へのソーラーパネルの設置が確認できるもの
- V2Hシステムの設置状態が分かる写真
- 電気自動車又はプラグインハイブリッド車の自動車検定の写し  
(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項の写し)
- その他市長が必要と認める書類 (基本的にはありません)

## 5 補助金交付確定

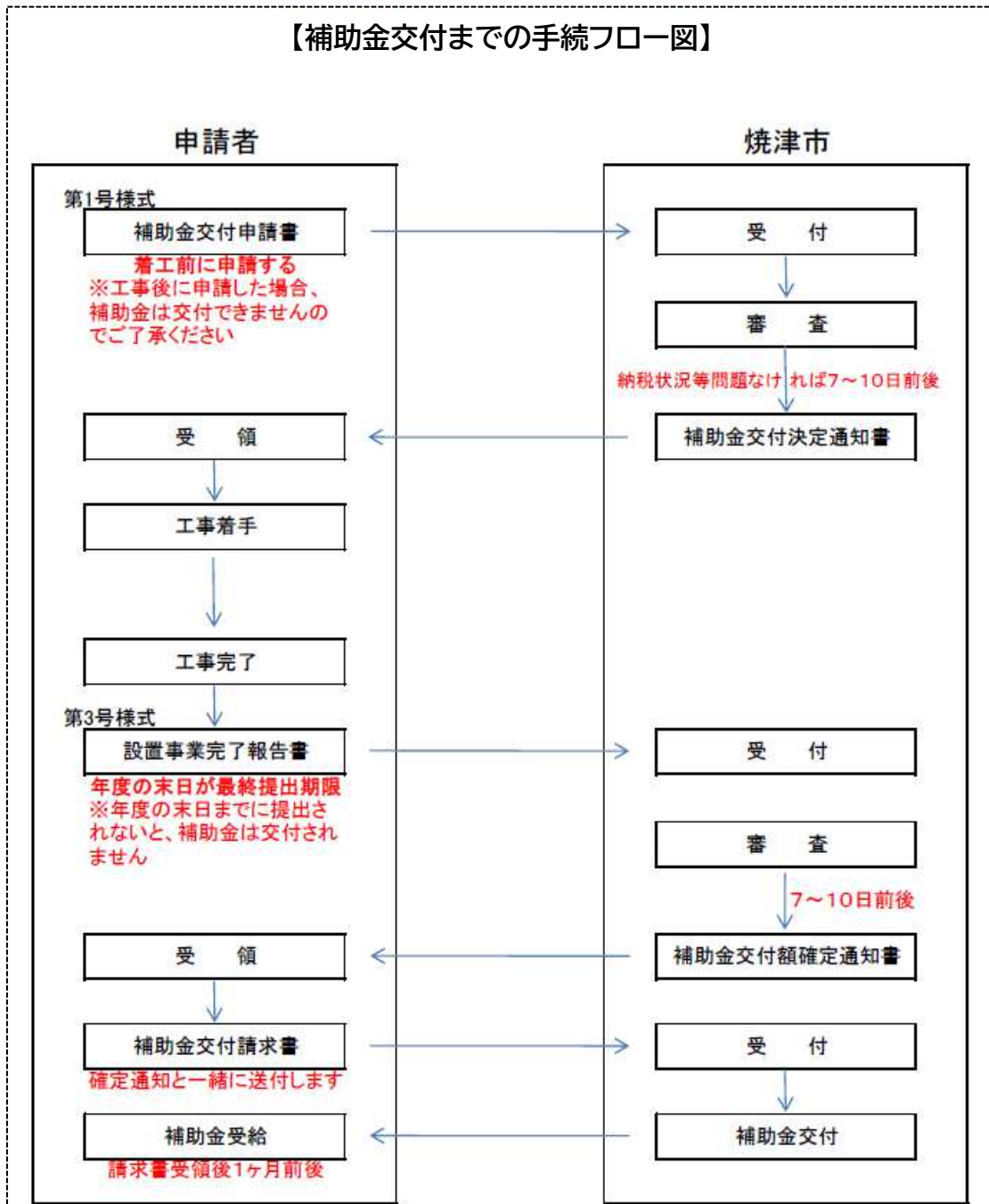
完了報告書類の内容を審査し、補助金の交付を確定します。交付確定がされた方には、完了報告提出から7～10日程度で、市から「**交付額確定通知書**」を送付します。

## 6 補助金交付請求

交付額確定通知書を受領したら、市指定の請求書（交付額確定通知書と併せて郵送します）を、速やかに環境課へ提出してください。

## 7 補助金交付

請求書の提出後、市から申請者に対し、口座振込にて補助金を支払います。



### 問合せ・申請先

〒425-8502 焼津市本町二丁目16番32号 焼津市役所市民環境部 環境課（焼津市役所3階）  
TEL:054-626-2153 FAX:054-626-2183 Eメール:kankyo@city.yaizu.lg.jp